

第62回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

● 事業報告

新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

オリックスのコーポレート・ガバナンス

● 連結計算書類（米国会計基準）

連結資本変動計算書

連結注記表

● 計算書類（日本会計基準）

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

● 会計監査人の会計監査報告

第62期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

オリックス株式会社

前記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して
交付する書面には記載しておりません。

事業報告

新株予約権等に関する事項

- (1) 当期末において職務執行の対価として交付した取締役・執行役が有している新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 当期中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当期にかかる会計監査人の報酬等の額

1,060百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査、または米国証券取引諸法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、これらの合計額を表示しています。

2. 当社監査委員会は、会計監査人の報酬について、監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠等の妥当性を確認した上、同意しています。

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

2,178百万円

(3) 会計監査人に対して当社が対価を支払っている非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォート・レター作成業務等についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人が受けた業務の停止の処分にかかる事項

該当事項はありません。

(6) 会計監査人以外の監査法人等が行っている子会社の計算関係書類等の監査

招集ご通知の事業報告「2.(8)②重要な子会社の状況」に記載した子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けています。

(7) 当期中に辞任したまたは解任された会計監査人

該当事項はありません。

(8) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人について、その専門的知見、監査遂行にかかる総合的能力、監査品質、当社における継続監査年数、当社からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が当社の監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他相応の理由がある場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。そのため、当社監査委員会が定める評価項目により毎年その評価を実施します。

また、当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められるため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任します。

オリックスのコーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスの概要

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

オリックス（当社および子会社から成る企業集団をいう。以下同じとする。）は、経営の基本方針に沿った事業活動を適切に実行し、経営の公正性を確保するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の重要事項の一つと考え、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の特徴は、以下のとおり4点です。

- ・指名委員会等設置会社制度を採用（執行と監督の分離）
- ・指名、監査、報酬の三委員会をすべて社外取締役で構成
- ・すべての社外取締役が当社の「独立性を有する取締役の要件」（株主総会参考書類「議案 取締役11名選任の件」をご参照ください。）を充足
- ・すべての社外取締役が各分野において高い専門性を保有

(2) 当該体制を採用する理由と体制強化の歩み

当社は、事業内容を事業環境の変化に迅速に対応させるためには、業務執行の機動性が極めて重要であると考えています。また、それぞれの専門分野における知見を有した社外取締役が、独立した立場から、適宜当社の業務執行の適法性および妥当性についての監督を行うことのできるガバナンス体制は、経営の透明性の向上につながると考えています。これらの考えから、取締役会が高い監督機能を有し、かつ三委員会が実効的なガバナンスの重要な役割を担う「指名委員会等設置会社」制度を採用しています。

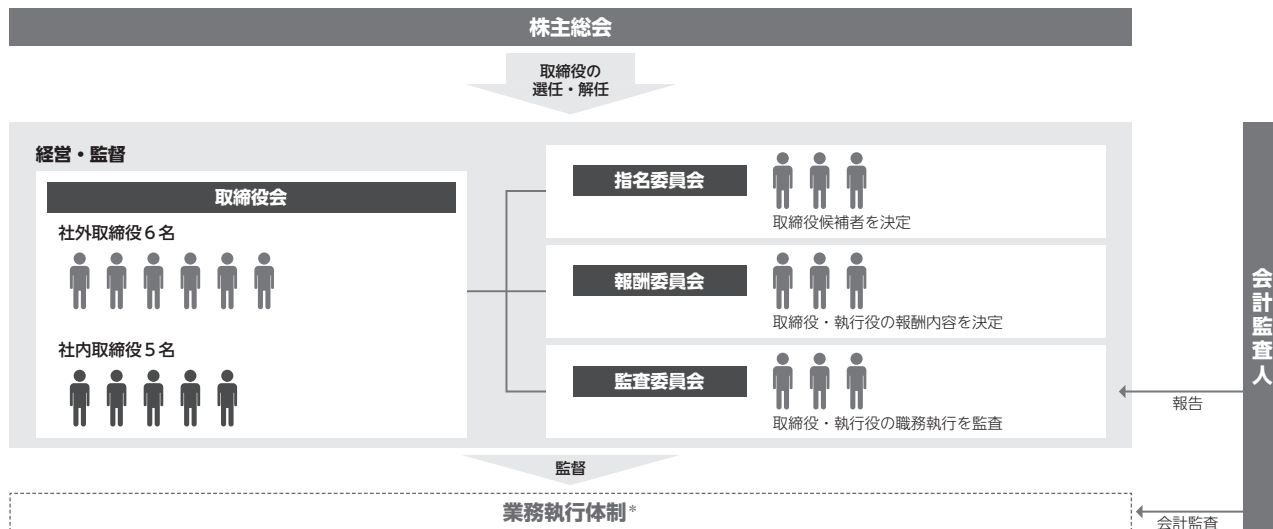
さらに、取締役会の内部機関である三委員会（指名・監査・報酬）では、全委員を社外取締役で構成することによって、取締役会による監督機能を業務執行と切り離し、株主との利益相反を回避する体制を構築しています。また、すべての社外取締役が指名委員会において定めた客観的かつ具体的な「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。

〔体制強化の歩み〕

- 1997年6月 諮問委員会を設置
- 1998年6月 執行役員制度の導入
- 1999年6月 社外取締役制度の導入
- 2003年6月 委員会等設置会社へ移行
- 2006年5月 会社法施行に伴い委員会設置会社へ移行
- 2015年5月 改正会社法施行に伴い指名委員会等設置会社へ名称変更

2. 当社の機関の内容

2025年3月31日現在におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりです。



*業務執行体制は後記「3. オリックスの内部統制システム」をご参照ください。

<取締役会>

2025年3月31日現在、取締役会は、取締役11名で構成され、うち6名が当社の「独立性を有する取締役の要件」を充足する社外取締役です。

取締役会は、経営方針および内部統制システムの基本方針等の法令、定款上執行役に委任できない事項および取締役会規則に定める重要な事項の決定ならびに執行役等の職務執行の監督を行います。

取締役会が決定する事項を除き業務執行の決定を代表執行役（CEOおよびCOO）に委任し、意思決定と業務執行の効率化、迅速化を図っています。

取締役会が行う職務執行の監督については、自らが決定した基本方針等について定期的にチェックするとともに、執行役および各委員会からその職務の執行状況について報告を受け、また、監督に必要な情報収集を行い、それらの情報を踏まえた業務執行の適切性について監督します。

当期に取締役会は合計8回開催されました。これらの取締役会における取締役の出席率は100%でした。

（このほかに、会社法第370条に基づく書面によるみなし決議を1回行っています。）

<三委員会の構成・活動状況>

指名委員会、監査委員会および報酬委員会の全委員は、社外取締役で構成されています。

	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
2025年3月31日 現在における 構成委員	3名 秋山 咲恵（議長） 渡辺 博史 関根 愛子	3名 関根 愛子（議長） 程 近智 柳川 範之	3名 渡辺 博史（議長） マイケル・クスマノ 程 近智
当期における 開催回数 (出席率)	合計6回 (100%)	合計14回 (100%)	合計5回 (100%)

<指名委員会>

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定します。取締役の選任および解任は、株主総会決議によって行われます。また、会社法に基づく権限ではありませんが、指名委員会は、取締役会で決議される執行役の選任および解任に関する議案を審議します。

なお、当社は指名委員会において、取締役候補者選任基準の下に「独立性を有する取締役の要件」を定めています。

<監査委員会>

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに再任しないことに関する議案の内容を決定します。

<報酬委員会>

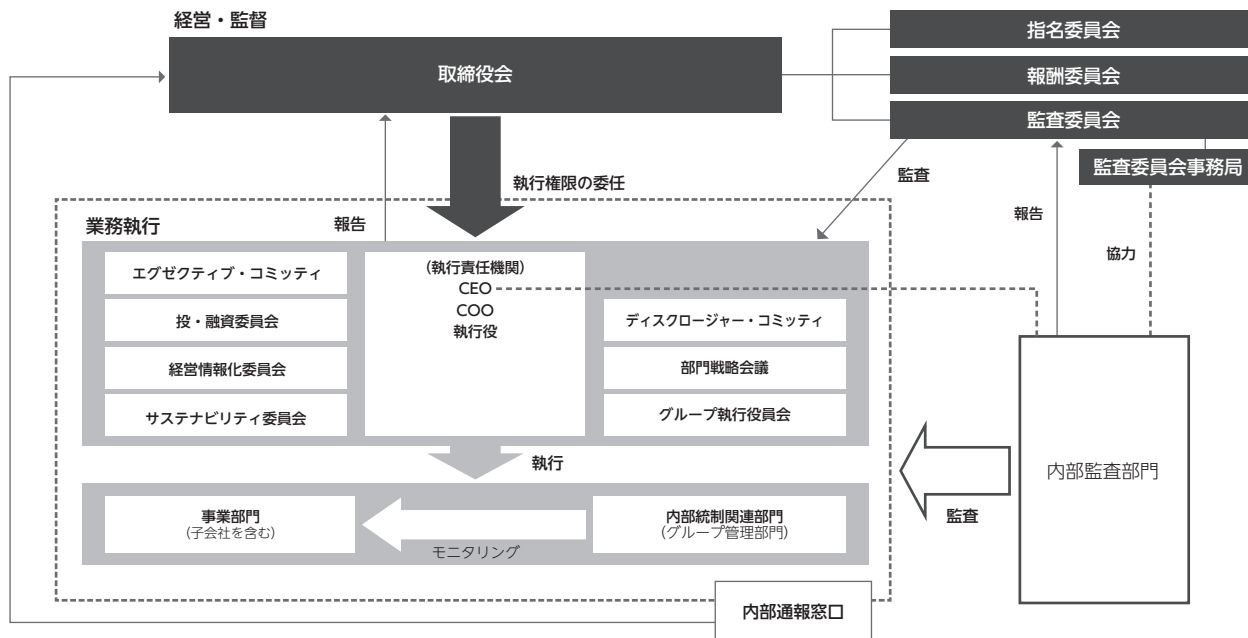
報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針、ならびにそれらの個人別の報酬等の内容を決定します。

報酬委員会が定める「取締役および執行役に対する報酬方針」は、事業報告「4. (3)① 取締役および執行役の報酬等の額またはその算定方法にかかる決定に関する方針に関する事項」をご参照ください。

3. オリックスの内部統制システム

(1) 内部統制システムの概略

オリックスの「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の概略図は以下のとおりです。



① エグゼクティブ・コミッティ

主に経営上の政策など経営にかかる重要事項を審議します。また、審議された案件・事項の内容、重要性等を考慮し、必要に応じて取締役会に報告します。

② 投・融資委員会

主として一定金額以上の投融資案件など、投資・融資に関する案件を審議します。また、審議された案件の内容、重要性等を考慮し、必要に応じてエグゼクティブ・コミッティで審議し、取締役会に報告します。

③ 経営情報化委員会

グループ経営における情報化の基本方針・戦略や情報システム導入および維持等に関する重要事項を審議します。

④ サステナビリティ委員会

サステナビリティ推進に関する重要な事項を審議します。また、審議された案件・事項の内容、重要性等を考慮し、必要に応じて取締役会に報告します。

※外部の有識者を招聘する場合もあります。

⑤ ディスクローチャー・コミッティ

オリックスにおける重要情報の適時適切な情報開示を実現するため、各部門の責任者から未開示の重要情報の報告を受け、その重要情報の適時開示の要否や開示方法など重要情報の開示に関する事項について検討し必要な対応を行います。

⑥ 部門戦略会議

各部門の戦略や事業環境の変化等を議論します。

⑦ グループ執行役員会

当社の執行役および取締役会の決議によりグループ会社の取締役または執行役員の中から選任されたグループ執行役員で構成され、オリックス全体の業務執行に関わる重要な情報を共有します。

【内部統制システムの基本方針】

当社の取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりです。

I. オリックスの業務の適正を確保するための体制の整備について

1. 業務執行の効率性の確保体制

- (1) 当社では、指名委員会等設置会社制度を選択し、取締役会の決議により法令によって認められた範囲でその業務執行の決定を代表執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図ります。
- (2) オリックスでは、各社においてその規模や業態等に応じた職務権限を定め、効率的に業務遂行を行います。
- (3) オリックスでは、経営に関わる重要な事項を審議または情報共有し、代表執行役の業務執行の決定が適正かつ効率的に行われるよう、エグゼクティブ・コミッティをはじめとする各種機関を設置します。

2. リスク管理体制

オリックスでは、事業環境の変化や事業拡大に伴い変化、多様化するリスクを的確に把握し、リスクの種類、グループの経営への影響度に応じた適切な管理を行うことができるリスク管理体制を構築します。

3. 情報管理体制

執行役の職務の執行にかかる議事録または社内承認申請にかかる文書その他の情報につき、情報を分類した上で情報の管理方法、保存期間および廃棄に関する事項を定め、情報の有効活用と秘密保持を図る体制の整備を進めます。

4. コンプライアンス体制

- (1) オリックスに共通するグループとしてのORIX Group Purpose & Cultureおよび行動指針（Code of Conduct）等を定め、推進します。
- (2) コンプライアンスにかかる規程を制定し、オリックスの役員および使用人が法令、社内規程および社会通念等を遵守した行動をとるための行動指針（Code of Conduct）を定め、その遵守を図ります。
- (3) オリックスでは、内部通報窓口を設置し、法令等違反、社内規程違反、人権侵害、および社会通念に反する行為等の通報・相談を受け、これらを早期に発見し、不祥事を未然に防ぐとともに、必要な改善を図り、オリックスの健全性を高めます。
- (4) 当社に内部監査部門を設置し、オリックスにおける経営上の内部統制の有効性、業務の効率性および有効性、法令遵守等についてリスクアプローチによる内部監査を行います。内部監査部門は、子会社の監査役と連携して重要リスクを共同でモニタリングします。
- (5) オリックスにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制が有効に機能する体制の整備を進めます。
- (6) グローバルレベルで内部管理態勢をさらに強化します。
- (7) 当社の内部統制関連部門は、オリックスにおける職務執行が法令または定款に適合するよう体制整備、モニタリングおよび支援等を行います。

5. グループ会社管理体制

オリックスを構成する子会社の運営・管理その他の事項については、当社が定める規程、当社と子会社との間で締結する経営管理契約または役員等の派遣を通じて、子会社に対し、子会社における重要な業務執行にかかる事項の当社への報告に関する体制を整備させるとともに、当社は子会社に対し必要に応じて指導・助言を行います。

II. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項について

1. 監査委員会への報告体制

- (1) オリックスの役員および使用人は、各社において発生した職務執行に関し法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告します。
- (2) 当社の内部通報窓口責任者は、内部通報窓口に通報・相談があり、その通報・相談事項について重要と判断した場合には、その内容を当社の監査委員会に報告します。また、オリックスの役員および使用人は、会計、会計の内部統制および監査に関係する事項、ならびに当社の取締役、執行役およびグループ執行役員に関係する事項については、監査委員会または監査委員会において選定された監査委員（職務執行の報告徴収および業務財産の状況調査を担当する監査委員。以下、「選定監査委員」）に対して、通報できます。
- (3) オリックスの役員および使用人は、当社の選定監査委員から求められた事項を定期的または適時に当社の監査委員会に報告します。

2. 監査委員会への内部通報者が不利な取扱いを受けない体制

オリックスは、内部通報窓口または監査委員会に通報・相談がなされたことを理由として、当該通報・相談を行った役員または使用人に対して不利益な取扱いをしてはならないことをグループの社内規程に規定します。

また、社内規程に違反して不利益な取扱いを行った者は社内規程に基づき処分の対象とする旨もあわせて規定し、通報・相談者が不利益な取扱いを受けない体制を構築します。

3. 監査委員会の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 選定監査委員から委嘱をうけた内部監査部門を管掌する役員がオリックスにおける重要な会議に出席し、監査活動に必要な情報を適時的確に監査委員会に報告することで、監査委員会の情報収集をサポートします。
- (2) 当社の内部監査部門は、内部監査の実施に際しては、当社における年度監査計画を策定し、その監査計画は監査委員会の承認を得ます。
- (3) 当社の内部監査部門は、オリックス各社の内部監査の監査結果を、監査結果報告書により監査委員会に報告します。また、監査により改善すべき事項とされた事項につき必要な措置を講ずるものとし、フォローアップ監査を行う等してその後の改善措置状況を監査委員会にも報告します。
- (4) 当社の内部監査部門は、監査委員会と常に連携し、監査委員からの調査要請があれば、これに全面的に協力します。

4. 監査委員会の職務を補助する取締役、使用人

- (1) 監査委員会の職務を補助する組織として、監査委員会事務局を置きます。
- (2) 監査委員会は、その職務の執行に必要な場合は、監査委員会事務局に監査委員会の職務の執行の補助を委嘱します。

5. 監査委員会事務局スタッフの独立性確保

監査委員会事務局のスタッフについての任命、評価、異動および懲戒は、監査委員会の同意を得てこれを行います。

6. 監査委員会の指示の実効性の確保

執行役は、監査委員会事務局のスタッフが監査委員会から指示を受けて行う業務について、自ら協力し、かつ協力を指示します。

7. 監査委員会の職務執行にかかるコスト

- (1) 当社は、監査委員会の職務の執行に関する費用または債務を負担します。
- (2) 監査委員会は、その職務を執行するために必要な外部の専門家を利用できます。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当期の内部統制システムの運用状況の主な内容は以下のとおりです。

I. オリックスの業務の適正を確保するための体制の整備について

1. 業務執行の効率性の確保体制

- (1) 当社では、取締役会の決議事項のうち法令に基づき執行役に委任できる事項は、取締役会の決議により一部事項を除き代表執行役に委任しています。個別案件を含め、重要な業務執行にかかる情報は代表執行役に報告されており、意思決定と業務執行の効率化・迅速化を図っています。
- (2) 当社の各執行役の職務の分掌および執行役相互の関係を取締役会が決定するに際しては、各執行役間における職務の執行の重複を避けるとともに、職務の分掌に間隙が生じないようにしています。
- (3) オリックスにおける経営課題の共有と機動的な業務執行のため、当社においてグループ共通の重要な会議および委員会を定期的または必要に応じて、開催しています。
- (4) 各社において、業務分掌規則、職務権限規則を定めており、各社取締役等が管掌する各部門の分掌範囲を明確にし、職務権限を明確にしています。子会社の重要な業務執行については、エグゼクティブ・コミッティ等の機関での審議を経て当社の代表執行役が決定し、各社取締役等に指示することにより、当社が子会社の重要な業務執行を統制しています。

2. リスク管理体制

- (1) 各事業部門は、事業戦略、事業計画に応じて、重要リスクを識別し、自律的にリスク管理を行っています。
- (2) 内部統制関連部門は、担当領域におけるリスクおよび経営への影響度を把握しコントロールしています。
- (3) 投・融資取引に関する規程、ALMに関する規程、災害リスクマネジメントに関する規程等、リスクファクターに応じた規程を定めています。
- (4) オペレーショナルリスクインシデントの一元管理のため、インシデント対応に関する規程においてインシデント発生時の報告ルート、方法等を定めており、オリックスの経営への影響度に応じたインシデントへの対応、管理を行っています。また、個別のインシデントで認識したリスクを年次検証プログラムに反映させることで、再発防止策の実効性を高めています。
- (5) 重要な訴訟事案およびオペレーショナルリスクインシデントに関する事項は、定期的に監査委員会や取締役会に報告されており、これらの機関がその管理状況、体制をモニタリングしています。
- (6) 情報セキュリティ部門では、「情報セキュリティ管理規則」にセキュリティ・スタンダードを定義し、国内外の子会社に対して情報資産のセキュリティ管理状況を評価し、改善計画の策定とその実装を支援しています。また、近年のサイバーリスクに対応するため、重大な情報セキュリティインシデント発生時の対応体制ならびにディスクロージャー・コミッティへの報告体制の整備を行っています。
- (7) 組織的なリスク管理体制を強化するため、ポートフォリオリスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの可視化を進め、適時に代表執行役に報告する体制を整備しています。
- (8) 気候変動リスクについては、TCFD提言にて推奨されるシナリオ分析を実施し、影響が及ぶ事業やポートフォリオの特定とその影響度の分析を進めています。

3. 情報管理体制

- (1) 当社の執行役の職務の執行にかかる議事録や稟議書等の情報については、情報管理に関する規程を整備し、その管理方法、保存期間を定めています。
- (2) 当社の取締役、監査委員会から前記(1)の議事録の閲覧請求があった場合には、取締役会事務局または監査委員会事務局が対応することとしています。
- (3) オリックス共通の重要な会議および委員会への付議資料については、各会議および委員会の事務局が管理するとともに、これを閲覧できる役職員の範囲を制限するなどして、秘密保持を図っています。

4. コンプライアンス体制

- (1) オリックスでは、コンプライアンス意識の浸透と目指すべき企業像を共有し、ブランド価値向上に資するため、オリックスの「ORIX Group Purpose & Culture」や「行動指針 (Code of Conduct)」等を定めています。役職員向けの研修の実施や発信物を通じて、これらの役職員への周知、浸透を図っています。
なお、これらの規程は当社ウェブサイトに掲載しています。
和文：https://www.orix.co.jp/grp/company/about/purpose_and_culture/index.html
https://www.orix.co.jp/grp/company/about/code_of_conduct/
英文：https://www.orix.co.jp/grp/en/about/purpose_and_culture/
https://www.orix.co.jp/grp/en/about/code_of_conduct/
- (2) オリックスでは、「行動指針」に関する研修や、贈収賄防止その他重要な法令等に関する研修をeラーニングで実施するなど、コンプライアンス意識を高めるための啓蒙を行っています。また、幅広い職種の職員の意見をヒアリングし、多様な価値観を持つ人材が生き生きと働ける職場環境の改善活動を進めています。当期も、新入社員研修を始め、国内グループ会社においては、3年次研修、新任主任研修、新任評価者研修などの階層別研修でコンプライアンス推進やハラスメント防止に関する研修を実施しています。また、職場環境調査および拠点在籍職員との個別面談も実施しています。海外グループ会社においては、主要拠点との定期的なオンライン会議・電話会議等を通じて、コンプライアンスレビューを継続的に実施しています。
- (3) オリックスでは、「コンプライアンス・ホットラインに関する規則」（国内）および「ORIX Group Global Hotline Note」等（海外）に基づき、社内外に内部通報窓口を設置して、その旨を国内外の子会社を含めて全社的に周知し、不祥事等の早期発見、未然防止を図っています。また、グループ外の取引先等の社外の方からもアクセスできる外部通報窓口を設置し、オリックス役職員によるコンプライアンスに反する行為やそのおそれのある行為について通報を受け付ける体制としています。内部通報および外部通報があったもののうち重要事案については都度、その他の事案については四半期ごとに、通報状況等を監査委員会に報告し、事案に応じた適切な情報共有を図っています。
- (4) 内部監査部門は、当社の内部監査および各社の内部監査部門の監査結果報告を通じて内部統制システムの有効性、業務の効率性および有効性、法令遵守等について確認しています。
- (5) SOX評価に関する社内規程に基づき、組織レベル、業務プロセスレベルの内部統制評価を実施し、その結果を内部宣誓者に報告しています。すべての内部統制評価結果はディスクロージャー・コミットに報告されています。
- (6) 内部統制関連部門は、オリックスにおける職務執行が法令または定款に適合することを確保するための体制を整備し、コンプライアンスの推進等を実施しています。
 - ① 審査部門では、営業取引に関する審査、事前協議、モニタリングを通して、取組や商品の適切性をチェックしています。

- ② 法務部門では、契約審査や法改正状況のモニタリング等を通じて、業務が法令に適合していることを確認しています。また、重要な法令等についてはグループ共通規程を定めて周知しています。
- ③ コンプライアンス部門では、「オリックスグループコンプライアンスポリシー」（国内）および「Global Compliance Policy」（海外）に基づき、コンプライアンスを重視する企業文化の醸成に努めています。重要な法令等およびそれに関連する社内規程について、オンライン説明会や、国内グループ会社においてはグループイントラネットを通じて周知しています。海外グループ会社においては、アウェアネスメッセージの発信や、コンプライアンス研修等を通じたコンプライアンスリスクの周知を引き続き実施しました。また、リスク評価におけるリスクレーティングの方法や内容を再確認し、リスク評価シートの書式を改善・更新し、コンプライアンスリスク管理の強化を行いました。
- ④ 経理部門では、子会社における経理責任者の責任等、経理統制を明確にするため、「グループ経理統括規則」を定めており、各社における体制整備を支援するとともに遵守状況をモニタリングしています。また、財務報告における予防的・発見的統制の強化を目的として、経理手続の標準化や明確化を図るなど、「グループ経理統括規則」の実効性の強化に取り組んでいます。
- ⑤ 情報セキュリティ部門では、インシデント発生時の対応訓練や、グループの役職員向けに情報セキュリティeラーニング、標的型メール攻撃対応訓練を実施し、情報の適切な取扱いや情報セキュリティに関する社員教育・啓蒙活動を実施しています。また、情報システムに対する脆弱性管理等により、グループ全体の情報セキュリティ体制の整備、向上を図っています。

5. グループ会社管理体制

- (1) グループ執行役員会において、当社の執行役およびグループ執行役員が、オリックスの経営にとって重要な課題を共有しています。
- (2) 子会社を担当する役員は、事業計画の達成状況、役職員の職務執行状況、各社を取り巻く事業環境等について、当社の取締役会、監査委員会および部門戦略会議等のオリックス共通の重要な会議ならびに委員会において適宜報告をしています。
- (3) 子会社は、当社の事前承認事項にかかる規程または経営管理契約に基づき、各社が定める役員人事、財務、経理、ITシステム、監査、投融資など経営の枠組みや個別の業務執行状況につき、当社に事前に承認・協議依頼し、または報告をする体制となっています。各内部統制関連部門は、当該報告等を受けて、子会社に対して直接、管理上の助言、指導、指示を行っています。

II. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項について

1. 監査委員会への報告体制

- (1) 「監査委員会規則」において、選定監査委員はオリックスの役職員に対し、職務の執行に関する事項の報告を求め、または会社の業務および財産の状況を調査することができる旨を定めています。
- (2) 当社の役職員は、当期において監査委員会に対し、当社を含めたグループ全体にかかる事項につき以下のとおり定期報告をしています。
 - ・代表執行役からの職務執行状況に関する報告・・・年2回
 - ・経理部門からの会計に関する報告・・・四半期ごと
 - ・内部監査部門からの内部監査および内部統制評価に関する報告・・・四半期ごと
 - ・その他の内部統制関連部門からの内部統制活動体制の整備の状況、不正・不祥事案、内部通報および外部通報の状況、係争案件に関する報告、審査・モニタリング状況、インシデントに関する報告・・・半期ごと
- (3) 前記(2)に加え、当期においては、人事部門、情報セキュリティ部門、IT・システム部門、経理部門、IR・サステナビリティ部門、財務部門、海外事業部門から監査委員会にその職務の執行状況に関する報告をしました。

- (4) コンプライアンス部門の管掌役員は、内部通報および外部通報で通報・相談された内容が重要であると判断した場合、その内容について速やかに取締役会、代表執行役および監査委員会に報告することとしています。
- (5) 会計、会計の内部統制および監査に関係する事項、ならびに当社の取締役、執行役およびグループ執行役員に関係する事項については、監査委員会事務局を通じて監査委員会または選定監査委員に直接通報できる窓口を設けています。
- (6) 内部通報すべき事実を知った者が通報・相談を怠った場合、就業規則に基づく処分の対象となる旨を社内規程に定めています。

2. 監査委員会への内部通報者が不利な取扱いを受けないための体制

オリックスの共通規程である「コンプライアンス・ホットラインに関する規則」（国内）において、内部通報窓口または監査委員会に通報・相談を行ったことを理由として、当該通報・相談を行った者に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。また、規程に反して不利益な取扱いを行った者は就業規則に基づく処分の対象となる旨も定めています。

さらに、コンプライアンスに関するeラーニング研修および職責者向けの研修等で、これらの規程の内容を役職員に周知しています。

「ORIX Group Global Hotline Note」（海外）においても、内部通報者が不利益な取扱いを受けないための体制を整えています。

3. 監査委員会の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 選定監査委員から委嘱を受けた内部監査部門の管掌役員が、エグゼクティブ・コミッティ等のオリックス共通の重要な会議および委員会に出席し、決裁・審議等が行われた案件の概要を監査委員に月次で報告の上、各社の意思決定の過程および業務の執行状況ならびにコンプライアンスの遵守状況等を把握して、それらを四半期ごとに監査委員会に報告しています。
- (2) 当社の中期監査方針および年度監査計画は、代表執行役および監査委員会の承認を受けています。
- (3) 当社の内部監査の結果は、その都度監査委員に報告されています。内部監査結果概況および改善状況は、四半期ごとに監査委員会に報告されています。
- (4) 内部監査部門は、子会社の監査役、内部監査部門と連携し、重要リスクについて共同で識別およびモニタリングを実施し、その結果および改善状況を四半期ごとに監査委員会に報告しています。当期は子会社の監査役と定期的な面談等を実施し連携を深めました。
- (5) 監査委員会は、年6回、会計監査人に監査委員会への出席を求め、統合監査計画の概要および進捗、四半期レビューおよび期末監査の結果、非監査業務受託の状況、公認会計士・監査審査会による検査結果、品質管理システム、監査上の主要な検討事項等について、会計監査人から報告を受けています。
- (6) オリックスの事業への理解を深めるために、当期は複数のグループ会社の事業所・運営施設等の視察を実施しました。また、グループの各事業部門からの報告会を開催し、事業の現状、事業戦略、プロジェクトの進捗状況等を報告し、監査活動に必要な情報の共有を図っています。

4. 監査委員会の職務を補助する取締役、使用人

- (1) 監査委員会事務局を設置し、そのスタッフは、監査委員会が行う監査の補助業務に必要とされる専門性を確保するため、全員、内部監査部門に所属する使用人との兼務としています。
- (2) 監査委員会事務局のスタッフは、監査委員会の議事録作成等に加え、監査委員会の指示に基づいて、監査委員会が行う監査の補助業務に従事するほか、オリックスの会計監査人および同一のネットワークに属している国内外のメンバーファームへの非監査業務・非保証業務の委託の適切性についても確認しています。

5. 監査委員会事務局スタッフの独立性確保
監査委員会事務局のスタッフについての任命、評価、異動および懲戒は、監査委員会の同意を得た上で実施しています。
6. 監査委員会の指示の実効性の確保
- (1) 内部監査部門の使用人を監査委員会事務局スタッフに任命しており、これにより内部監査部門が監査委員会の指示を受けて監査や調査を実施しやすい仕組みとしています。
 - (2) 「オリックスグループ内部監査規則」をオリックスの共通規程として定めており、内部監査部門が各社に対して資料の提出、説明を求めることができる旨、また協力を求められた部門が正当な理由なくこれを拒否することができない旨を明記しています。
7. 監査委員会の職務執行にかかるコスト
当社は監査委員会の職務の執行に関する費用および債務をすべて適切な方法で負担しています。

連結計算書類（米国会計基準）

連結資本変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（単位：百万円）

	当 社 株 主 資 本					当社株主 資本合計	非支配 持 分	資本合計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	その他の 包括利益 累 計 額	自己株式			
2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 残 高	221,111	233,457	3,259,730	357,148	△129,980	3,941,466	80,499	4,021,965
会計基準書アップデート第2023-02号 適用による累積的影響額			△157			△157	－	△157
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	221,111	233,457	3,259,573	357,148	△129,980	3,941,309	80,499	4,021,808
子 会 社 へ の 出 資						－	10,736	10,736
非 支 配 持 分 と の 取 引		83		136		219	△7,451	△7,232
包 括 利 益								
当 期 純 利 益 （ △ 損 失 ）			351,630			351,630	△389	351,241
そ の 他 の 包 括 利 益 （ △ 損 失 ）								
未実現有価証券評価損益				△153,108		△153,108	－	△153,108
保険契約債務割引率変動影響				158,339		158,339	－	158,339
金 融 負 債 評 価 調 整				△35		△35	－	△35
確 定 給 付 年 金 制 度				5,121		5,121	7	5,128
為 替 換 算 調 整 勘 定				△19,687		△19,687	△323	△20,010
未実現デリバティブ評価損益				△6,616		△6,616	213	△6,403
その他の包括利益（△損失）計						△15,986	△103	△16,089
包 括 利 益 （ △ 損 失 ） 計						335,644	△492	335,152
配 当 金			△135,590			△135,590	△1,291	△136,881
自己株式の取得による増加額					△53,518	△53,518	－	△53,518
自己株式の処分による減少額		△654			917	263	－	263
自己株式の消却による減少額		△149	△120,702		120,851	－	－	－
そ の 他 の 増 減		1,456			△1	1,455	－	1,455
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	221,111	234,193	3,354,911	341,298	△61,731	4,089,782	82,001	4,171,783

（注） 上記の連結資本変動計算書には、償還可能非支配持分は含まれていません。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1,163社

前記には、変動持分事業体およびS P E（特定の案件のために設立された事業体）などを含んでいます。

- ② 主要な連結子会社の名称

オリックス自動車(株)、オリックス・レンテック(株)、オリックス不動産(株)、オリックス不動産投資顧問(株)、オリックス・アセットマネジメント(株)、(株)大京、Elawan Energy S.L.、オリックス生命保険(株)、オリックス銀行(株)、三徳ホールディングス(株)、ORIX Aviation Systems Limited、ORIX Corporation USA、ORIX Corporation Europe N.V.、ORIX Asia Limited、ORIX Leasing Malaysia Berhad、PT. ORIX Indonesia Finance、ORIX Australia Corporation Limited、欧力士（中国）投資有限公司、ORIX Capital Korea Corporation、ORIX Auto Leasing Taiwan Corporation、ORIX Corporation India Limited

- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

当該会社の名称 OSB Savings Bank Co., Ltd

子会社としなかった理由 当連結会計年度末現在において、当社は前記の会社の議決権の過半数を所有していますが、同社の非支配株主が同社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つため、同社を当社の連結子会社の範囲から除外し、持分法を適用しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数 124社

前記(1)③の会社数を含んでいます。

- ② 前記のうち、主要な関連会社の名称

関西エアポート(株)、オリックス・クレジット(株)、Avolon Holdings Limited

（注）2025年4月1日付で、当社の関連会社である「オリックス・クレジット(株)」は、商号を「(株)ドコモ・ファイナンス」に変更しています。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 連結計算書類の作成基準

この連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式および作成方法について、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（会計基準編纂書等）によって作成しています。ただし、同規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則により要請される記載および注記の一部を省略しています。なお、記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

② 連結の方針

連結子会社

この連結計算書類は当社およびすべての子会社を連結の範囲に含んでいます。また、当社および子会社が主たる受益者である変動持分事業体を連結の範囲に含んでいます。

支配の喪失を伴う子会社持分の一部売却においては、売却持分に関する実現損益および継続保有する持分の公正価値の再測定による損益を認識する一方、子会社持分の追加取得および支配が継続する一部売却においては、資本取引として処理しています。

一部の海外子会社は、会計基準編纂書946(金融サービス—投資会社)において投資会社と判定された子会社を連結しています。これらの投資会社と判定された子会社が保有する投資についてはその投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を連結損益計算書上で認識しています。

連結にあたり連結会社間のすべての重要な債権、債務および取引は消去しています。

持分法適用会社

持分法適用会社株式

20%以上50%以下の議決権を有する、あるいは重要な影響力を行使しうる株式投資については、公正価値オプションを選択しているものを除き、原則として持分法を適用しています。なお、議決権の過半数を所有しているにもかかわらず、非支配株主が通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合、持分法適用会社株式と認識しています。

不動産共同事業体持分

不動産の開発および運営の契約等による共同事業への投資は原則として持分法を適用しています。

その他パートナーシップ等投資

保有比率が3%から5%を超えるまたは重要な影響力を行使しうるリミテッド・パートナーシップ等への投資は、公正価値オプションを選択しているものを除き、原則として持分法を適用しています。

持分法適用会社に対する投資は、取得価額に未分配利益に対する当社の持分相当額を加減算した金額を計上しています。投資の価値が下落し、その下落が一時的ではないと判断される場合には、公正価値まで評価減しています。

また、持分法適用会社が第三者に、当社および子会社の1株当たりの平均投資簿価と異なる価格で株式を発行した場合、当社および子会社は保有する持分法投資の投資簿価を修正し、その増減額を持分比率が変動した連結会計年度の損益として認識しています。

一部の連結子会社および持分法適用会社には、継続的に3ヶ月以内の決算日の異なる財務諸表を用いています。

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用資産前渡金

個別法による原価法

完成在庫および販売用の商品

主として個別法による低価法

④ デリバティブの評価基準および評価方法

保有するすべてのデリバティブは連結貸借対照表上、公正価値で計上しています。

また、公正価値の変動については、デリバティブの保有目的とヘッジ会計の要件を満たしているかどうか、およびヘッジ活動の種類に応じて損益または税効果控除後の金額でその他の包括利益（損失）に計上しています。

⑤ 有価証券の評価基準および評価方法
持分証券

原則、公正価値により評価し、その評価損益は期間損益に含めて計上しています。公正価値が容易に測定できない持分証券においては、1株当たり純資産価値で評価、もしくは代替的測定法を選択した投資については、減損控除後の取得原価に観察可能な価格の変動から生じる金額を加減算した金額を公正価値として計上しています。また、持分証券のうち、公正価値オプションを選択した投資については公正価値評価し、その評価損益は期間損益に含めて計上しています。

短期売買目的負債証券
売却可能負債証券

公正価値により評価し、評価損益は期間損益に含めて計上しています。

公正価値により評価し、未実現評価損益は税効果控除後の金額でその他の包括利益累計額に計上、もしくは公正価値オプションを選択した投資については公正価値評価し、その評価損益は期間損益に含めて計上しています。

⑥ 有形固定資産の減価償却方法

オペレーティング・リース投資	主として定額法
事業用資産	主として定額法
社用資産	定率法または定額法

⑦ 引当金の計上基準
信用損失引当金

リース純投資や営業貸付金等の償却原価で測定する金融資産の残存期間において将来的に発生すると予測されるすべての信用損失を見積もり、経営陣の判断により十分な引当てを行っています。残存期間には、予想される期限前償還を反映しています。信用損失引当金は主に信用損失費用の繰入によって増加し、貸倒処理に伴う取崩により減少します。信用損失引当金の設定は多数の見積もりと判断に左右されます。信用損失引当金の設定にあたって、債務者の事業特性と財政状態、過去の貸倒償却実績、未収状況および過去のトレンド、債権に対する担保および保証の価値、経済環境や事業環境の現状ならびに予想される将来の見通しなどを評価する必要があります。

当社および子会社は、これらの見積もりや判断に応じた様々な算定方法を使用して、信用損失引当金を見積もっています。特定の金融資産が他の金融資産と類似のリスク特性を有すると判断した場合には、それらの金融資産を1つのプールとして集散的な評価を行います。これに対して、金融資産が他の金融資産と類似のリスク特性を有しないと判断した場合には、その金融資産に対して個別評価を実施します。金融資産の性質や関連するリスク特性、貸倒償却実績や関連する経済指標による将来予測シナリオなど、利用可能な情報によって最善の算定方法を選択しています。

なお、債務者の財政状態および担保資産の処分状況等から将来の回収可能性がほとんどないと判断した場合には、当該債権を償却しています。

また、営業貸付金のローン・コミットメントや金融保証契約に関連する信用損失のうち、契約上の義務が無条件にキャンセル可能でない場合は、信用損失引当金の対象になります。ローン・コミットメントは、企業が信用を供与する現在の契約上の義務に基づき、将来実行される可能性を見積もり、予想実行額に対して引当金を計上します。金融保証契約は、偶発債務に含まれる信用エクスポージャーに対して、引当金を計上します。これらのオフバランスシート信用エクスポージャーに対する引当金は、過去の貸倒

償却実績、経済環境や事業環境の現状ならびに合理的かつ裏付け可能な方法による将来の見通しなどを含む定量的および定性的要因を考慮し、営業貸付金およびリース純投資の信用損失引当金と同様に様々な算定方法を使用して、引当金を見積もっています。このようなオフバランスシート信用エクスポージャーに対する引当金は、連結貸借対照表上、その他負債に計上されています。

⑧ 退職給付にかかる負債の計上基準

割引率、昇給率、年金資産長期期待収益率およびその他の見積もりを前提とした年金数理計算に基づく年金費用を計上しています。年金数理上の純利益および純損失についてはコリドー方式を採用して償却しています。また、年金資産の公正価値と給付債務の差額として測定される年金制度の積立超過額または積立不足額を連結貸借対照表上において資産または負債として認識しています。

連結貸借対照表上、積立超過の制度はその超過額をその他資産に含めて表示し、積立不足の制度はその不足額をその他負債に含めて表示しています。

⑨ 収益の認識基準

商品および不動産売上高、サービス収入にかかる顧客との契約から生じる収益を、以下の5ステップアプローチに基づき認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を認識する

前記に従い、顧客との契約において約束した財またはサービスの移転を描写するように、その移転した財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。収益は、値引き、リベートおよび返品等を控除した金額で測定しています。履行義務充足前に顧客から対価を受け取る場合には、契約負債として認識しています。また、他の当事者が関与する取引においては、顧客に財またはサービスの支配が移転する前に当社および子会社がそれらを支配している場合には、取引の本人として収益を総額で認識しています。

前記以外に、後記で説明している方針をそれぞれの取引に適用しています。

金融収益

ファイナンス・リース収益 リース純投資にかかる利息収益は、それぞれのリース期間にわたり利息法で認識しています。リース料が変動する場合は、変動の基礎となる事実と状況の変化が発生した期間の損益として会計処理しています。販売型リースおよび直接金融リースの実行に関わる初期直接費用は、繰延処理を行い、実行時の利回りに対する修正としてリース期間にわたって利息法により配分しています。

貸付金収益 利息収入は、発生主義により認識しています。また、貸付実行に関わる貸付金組成手数料および関連直接組成費用を相殺して繰延処理し、実行時の利回りに対する修正として貸付の契約期間にわたって利息法により配分しています。

オペレーティング・リース収益

生命保険料収入

⑩ 長期性資産の減損

⑪ 使用権資産

⑫ 営業権およびその他の無形資産

⑬ グループ通算制度の適用

(4) 会計上の見積もりに関する事項

米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づく連結計算書類の作成においては、期末日の資産・負債の金額および決算期の収益・費用の金額に影響を与える見積もりや推定の結果を用いています。実際の数値はこれら見積もりの数値と異なる可能性があります。当社は以下の11の範囲において見積もりが特に連結計算書類に重要な影響を与えると考えています。公正価値測定における評価技法の選択および前提条件の決定、企業結合により取得した資産および引き受けた負債の公正価値測定、ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの無保証残存価額の決定および再評価、保険契約債務および繰延募集費用の決定および再評価、信用損失引当金（オフバランスシート信用エクスポージャーに対する引当金を含む）の決定、長期性資産の減損の認識および測定、投資有価証券の減損の認識および測定、繰延税金資産の評価性引当金の決定およびタックス・ポジションの評価、デリバティブを用いたヘッジ取引の有効性判定および測定、給付債務および期間純年金費用の決定、営業権およびその他の無形資産の減損の認識および測定に、見積もりや推定の結果を用いています。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、重要な変更はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、重要な変更はありません。

(2) 会計方針の変更

2023年3月、会計基準書アップデート第2023-02号(比例償却法による税額控除ストラクチャーへの投資の会計処理)が、会計基準編纂書323(投資—持分法とジョイント・ベンチャー)の修正として公表されました。このアップデートは、比例償却法の適用を選択できる投資対象を低所得者向け住宅の税額控除（L I H T C）以外の類似の税額控除プログラムへのタックスエクイティ投資に拡大しました。このアップデートは、2023年12月15日より後に開始する会計年度およびその期中期間から適用され、早期適用が認められています。当社および子会社は、このアップデートを適用開始年度の利益剰余金を累積的に調整する修正遡及アプローチを選択して、2024年4月1日に適用しました。このアップデートの適用による当社および子会社の財政状態への影響は、連結貸借対照表上、その他資産の157百万円の減少、利益剰余金の157百万円の減少でした。

(3) 表示方法の変更

該当事項はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約およびその他の源泉から認識した収益は以下のとおりです。

財またはサービスの種類別	
商品売上高	269,050 百万円
不動産売上高	104,105 百万円
アセットマネジメントおよびサービシング収入	275,929 百万円
自動車関連サービス収入	87,173 百万円
施設運営事業収入	83,559 百万円
環境エネルギー事業関連サービス収入	175,651 百万円
不動産管理および仲介収入	102,369 百万円
不動産請負工事売上高	162,921 百万円
その他	91,506 百万円
顧客との契約から認識した収益合計	1,352,263 百万円
その他の源泉から認識した収益 ※	40,175 百万円
商品および不動産売上高 ならびに サービス収入合計	1,392,438 百万円

※ その他の源泉から認識した収益は、顧客との契約から生じる収益の範囲外の収益です。

当社および子会社は、顧客との契約において約束した財またはサービスの支配が移転したときに、その移転した財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。収益からは、値引き、リベートおよび返品等を控除し、また、第三者のために回収する金額を除いています。特定された財またはサービスごとに、当社および子会社が取引の本人か代理人かを判定します。他の当事者が関与する取引においては、顧客に財またはサービスの支配が移転する前に当社および子会社がそれらを支配している場合には、取引の本人として収益を総額で認識します。なお、下記アセットマネジメント業務における成功報酬を除き、収益に含まれる対価に重要な変動性はありません。また、取引対価に重大な金融要素は含んでいません。

財またはサービスの種類別の主な収益認識方法は以下のとおりです。

(1)商品売上高

当社および子会社は、化粧品、健康食品、医療用機器他様々な商品を顧客へ販売しています。商品販売による収益は、顧客へ商品の支配が移転した時点で認識しています。当社および子会社は支配の移転を、顧客への商品の出荷または引き渡し、あるいは顧客による検収に基づき決定しています。

(2)不動産売上高

一部の子会社は、不動産の住宅分譲事業を行っています。一戸建ておよび分譲マンション等の販売によって得られる収益は、顧客へ不動産を引き渡した時点で認識しています。

(3)アセットマネジメントおよびサービシング収入

一部の子会社は、金融商品の運用、不動産等の運用および維持管理サービスを顧客に提供しています。また、当社および子会社は顧客に代わって貸付金等の回収業務を行っています。アセットマネジメントおよびサービシング収入には主に管理手数料、サービシング手数料および成功報酬が含まれます。管理手数料およびサービシング手数料収入は、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、顧客との契約期間にわたり認識しています。管理手数料は、管理する投資ファンドの純資産額または運用資産の市場価値に、契約上定められた率を乗じて計算しています。サービシング手数料は、管理する資産額に契約で定められた率を乗じて計算しています。ファンドの業績に基づく成功報酬は、履行義務が充足された時に、不確実性がその後解消された際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が高い金額で認識しています。成功報酬の見積もりには、契約条件に基づき最も起こり得ると考える金額（最頻値法）を適用しています。なお、自社で組成し投資家へ売却した金融資産にかかるサービシング手数料は、報酬として適正な水準を上回る場合にはサービス資産として、下回る場合にはサービス負債として会計処理しており、顧客との契約から生じる収益の範囲外です。

(4)自動車関連サービス収入

一部の子会社は、自動車関連サービスとして、主に車両メンテナンスサービスを顧客に提供しています。このサービスにおいては、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、収益は、顧客との契約期間にわたり認識しています。進捗度は、顧客への支配の移転を適切に表す発生原価に基づき測定しています。顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領しており、契約負債として、連結貸借対照表上、その他負債へ計上しています。

(5)施設運営事業収入

当社および子会社は、ホテル・旅館、多目的ドーム等を運営しています。これらにかかる収益は、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、顧客による施設利用期間にわたり認識しており、その利用期間を基に、顧客に移転するサービスの価値を直接測定しています。多目的ドーム運営において顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領しており、契約負債として、連結貸借対照表上、その他負債へ計上しています。なお、サービス収入に含まれる事業用資産の売却益は、顧客ではない相手への非金融資産の譲渡であり、顧客との契約から生じる収益の範囲外です。

(6)環境エネルギー事業関連サービス収入

当社および子会社は、工場やオフィスビル、その他の施設向けに電力供給事業を行っています。仕入または発電所の運営による、電力供給サービスにかかる収益は、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、顧客との電力供給契約期間にわたり認識しており、顧客の電気使用量により、顧客に移転するサービスの価値を直接測定しています。また、一部の子会社は、廃棄物処理施設を運営しています。資源および廃棄物処理サービスにかかる収益は、主に履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、顧客とのサービス契約期間にわたり認識しており、資源および廃棄物の処理量により、顧客に移転するサービスの価値を直接測定しています。

(7)不動産管理および仲介収入

一部の子会社は、不動産管理および仲介事業として、主にマンションやオフィスビル、施設等の維持・管理サービスを顧客へ提供しています。これらの管理事業にかかる収益は、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、顧客との管理契約期間にわたり認識しています。進捗度は、時の経過に基づき、顧客に移転するサービスの価値を直接測定しています。顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領しており、契約負債として、連結貸借対照表上、その他負債へ計上しています。

(8)不動産請負工事売上高

一部の子会社は、マンションやオフィスビル、施設等にかかる修繕工事や建設工事を請け負っています。これらの工事は顧客が所有または賃借する不動産において行われ、工事が進捗するにつれて価値が増加し、かつ顧客がその資産を支配します。また、履行により当該子会社にとって他に転用できる資産が創出されず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を実質的に有していることから、工事期間にわたって収益を認識しています。進捗度は、顧客への支配の移転を適切に表す発生原価に基づき測定しています。当該子会社が履行した義務の一部について契約資産を認識し、連結貸借対照表上、その他資産へ計上しています。また、顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領しており、契約負債として、連結貸借対照表上、その他負債へ計上しています。

(9)その他

その他、当社および子会社は、様々な事業を展開しています。主な収益は以下のとおりです。

ソフトウェアおよび測定機器等の保守サービス：

一部の子会社は、情報システム製品、ソフトウェアおよび測定機器等の製品保守および周辺業務支援サービスを顧客に提供しています。本サービスにおいては、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するため、顧客との契約期間にわたり収益を認識しています。進捗度は、時の経過に基づき、顧客に移転するサービスの価値を直接測定しています。顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領しており、契約負債として、連結貸借対照表上、その他負債へ計上しています。

手数料収入：

当社および子会社は、保険契約者の紹介およびその他の仲介事業を行っています。これらの事業による手数料収入は、主に顧客と紹介先または仲介先の契約が成立した時点で認識しています。

顧客との契約における受取債権、契約資産および契約負債の残高は以下のとおりです。

受取手形、売掛金および未収入金	208,642 百万円
契約資産（その他資産に含む）	14,154 百万円
契約負債（その他負債に含む）	40,441 百万円

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、25,338百万円です。

当連結会計年度末現在における、未充足または一部未充足の履行義務に配分した取引価格は、220,515百万円であり、自動車関連サービスや不動産販売などに関連しています。これらの収益認識の最長残存期間は16年です。なお、主なものは自動車関連サービスに関するもので、10年間にわたり収益認識される予定です。当社および子会社は、当開示において実務上の簡便法を適用し、当初の契約期間が1年以内のもの、顧客に請求する履行対価を基にサービスの価値を直接測定して収益認識するもの、売上高または使用量ベースのロイヤルティ、またはすべてが残存履行義務へ配分される変動対価は含めていません。充足されていない履行義務へ配分された取引価格に、重要な変動対価の見積もりは含まれていません。

なお、取引価格に含まれない変動対価には、主にアセットマネジメント事業の成功報酬などがあります。

当連結会計年度末現在における、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産残高に重要性はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保にかかる債務

金融機関等からの長期および短期借入債務（連結された変動持分事業体を利用して行われた営業貸付金の証券化等に伴う支払債務を含む。）に対して以下の資産を担保に供しています。

リース債権	8,288百万円
営業貸付金	148,578百万円
オペレーティング・リース投資	299,856百万円
投資有価証券	299,588百万円
事業用資産	394,814百万円
持分法投資	58,134百万円
その他資産等	153,992百万円

（注）前記以外に、借入債務に対して連結消去されている連結子会社株式154,926百万円および連結子会社貸付金14,708百万円、持分法適用会社の借入債務に対して持分法投資および持分法適用会社への貸付金89,021百万円を担保に供しています。また、主に取引保証金に対する投資有価証券や不動産取引にかかる差入保証金を担保として180,248百万円を差し入れています。

また、担保にかかる債務は以下のとおりです。

短期借入債務	124,683百万円
支払手形、買掛金および未払金	525百万円
長期借入債務	799,857百万円
その他負債等	16,749百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

オペレーティング・リース投資	946,341百万円
事業用資産	238,185百万円
社用資産	65,155百万円

(3) 保証債務

会計基準編纂書460(保証)の適用範囲に該当する保証契約の公正価値を、契約の開始時点において、連結貸借対照表に負債計上しています。

保証契約の支払限度額および負債計上されている帳簿価額は以下のとおりです。

	保証の支払限度額	保証債務の帳簿価額
事業性資金債務保証	558,862百万円	5,223百万円
譲渡債権保証	543,453百万円	6,918百万円
不動産ローン保証	8,408百万円	135百万円
その他	13,261百万円	－百万円

5. 連結資本変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式数
普通株式

1,162,962,244株

- (2) 当連結会計年度末における自己株式数
普通株式

26,672,695株

(注) 当連結会計年度末における自己株式数のうち、役員報酬 B I P 信託として保有する当社株式は3,413,000株です。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

2024年5月16日の取締役会において、以下のとおり決議しています。

イ. 配当金の総額 64,405百万円

ロ. 1株当たり配当額 55.80円

ハ. 基準日 2024年3月31日

ニ. 効力発生日 2024年6月4日

(注) 2024年5月16日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式に対する配当金152百万円が含まれています。

2024年11月8日の取締役会において、以下のとおり決議しています。

イ. 配当金の総額 71,185百万円

ロ. 1株当たり配当額 62.17円

ハ. 基準日 2024年9月30日

ニ. 効力発生日 2024年12月9日

(注) 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式に対する配当金220百万円が含まれています。

② 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当

2025年5月19日の取締役会において、以下のとおり決議する予定です。

イ．配当金の総額	65,920百万円
ロ．1株当たり配当額	57.84円
ハ．基準日	2025年3月31日
ニ．効力発生日	2025年6月4日

(注) 2025年5月19日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金197百万円が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社および子会社は、金融、投資、生命保険、銀行、アセットマネジメント、自動車関連、不動産、環境エネルギーなど多様な事業を行っており、金融機関からの借入、有価証券貸借取引にかかる担保付借入、資本市場からの調達（社債、ミディウム・ターム・ノート、コマーシャル・ペーパーおよび営業貸付金等の証券化）、ならびに預金等によって資金調達を行っています。当社および子会社が保有する金融資産および金融負債は、主に信用リスク、市場リスク、流動性リスク（資金調達に関するリスク）に晒されているため、それぞれの特性に応じたリスク管理を行っています。

①信用リスク管理

与信審査については、十分な担保や保証の取得、債権の流動化、与信先や業種の分散を基本方針としています。個別案件の審査時は、与信先、投資先の財務内容、キャッシュ・フロー、保全条件、採算性などを総合的に評価しています。

さらに、ポートフォリオの分析を行い、与信制限措置も講じることで、潜在的にリスクの高いマーケットへのエクスポージャーをコントロールしています。

②市場リスク管理

資産、負債の統合管理（ALM）に関してグループ共通の規程を制定し、市場リスクを包括的に把握検証しています。

金利リスクについては、金利変動時の期間損益やバランスシートへの影響、資産や負債の状況、調達環境などの分析を行い総合的に判断しています。また、分析方法は状況に応じて見直しを行っています。

為替リスクについては、外貨建ての営業取引や海外投資に伴う為替の変動リスクに対して、VaR（バリュアットリスク）などの指標を活用しながらリスク量を定量的に把握しています。機動的に同通貨での借入、為替予約および通貨スワップ等を利用してヘッジ額を調整し、適切にリスク量の管理を行っています。

③流動性リスク管理（資金調達に関するリスク管理）

流動性リスクを低減するために、調達手法の多様化とともに手元流動性の管理を行っています。手元流動性の管理については、将来のキャッシュ・フローの状況を把握した上で、環境変化時に事業継続に支障の無いよう、ストレス時を想定した流動性リスクを分析し、必要な対応を行っています。

また、事業を行う国や子会社ごとの流動性リスクを把握し、オリックスグループの流動性リスクが各子会社の事業へ与える影響についてもモニタリングしています。モニタリングの状況次第では親子ローンなど必要な対策を講じています。

オリックス銀行およびオリックス生命は、個人向け金融業務を行っており、日本の金融当局の規制を受けているため、他のグループ会社から独立した流動性リスク管理が必要とされています。規制に準じて単独で社内規程を定め、他のグループ会社から切り離した流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社および子会社は、公正価値の測定における評価技法に用いられるインプットを以下の3つに分類し、優先順位をつけています。

レベル1－測定日現在において入手できる同一の資産または負債の活発な市場における公表価額（非修正）のインプット

レベル2－直接的または間接的に当該資産または負債について観察可能なレベル1に含まれる公表価額以外のインプット

レベル3－当該資産または負債の観察不能なインプット

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については以下のとおりです。

	連結貸借対照			公正価値測定に使用したインプット		
	表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	(百万円)		
				レベル1	レベル2	レベル3
①現金および現金等価物	1,206,573	1,206,573	－	1,206,573	－	－
②使途制限付現金	115,410	115,410	－	115,410	－	－
③営業貸付金（信用損失引当金控除後）	4,043,271	4,018,629	△24,642	－	42,940	3,975,689
④持分証券（注1）	418,690	418,690	－	137,014	119,466	162,210
⑤売却可能負債証券	2,607,637	2,607,637	－	12,243	2,377,740	217,654
⑥定期預金	1,400	1,400	－	－	1,400	－
⑦デリバティブ資産（注2）	43,675	43,675	－	－	－	－
⑧再保険貸（投資契約）	138,441	126,480	△11,961	－	－	126,480
⑨短期借入債務	(549,680)	(549,680)	－	－	(549,680)	－
⑩預金（注3）	(2,280,597)	(2,279,207)	1,390	－	(2,279,207)	－
⑪保険契約債務および保険契約者勘定（投資契約）	(237,702)	(214,937)	22,765	－	－	(214,937)
⑫長期借入債務	(5,733,118)	(5,678,828)	54,290	－	(1,705,485)	(3,973,343)
⑬未払金（条件付対価）	(15,259)	(15,259)	－	－	－	(15,259)
⑭デリバティブ負債（注2）	(35,543)	(35,543)	－	－	－	－

- (注) 1. 公正価値が容易に測定できない持分証券（連結貸借対照表計上額208,220百万円）は、「④持分証券」に含めていません。
2. 取引相手ごとの相殺後の金額です。相殺前のレベルごとの金額は、以下のとおりです。

	連結貸借対照表			公正価値測定に使用したインプット		
	計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	レベル1	レベル2	レベル3
相殺前デリバティブ資産	64,170	64,170	—	361	54,992	8,817
相殺している金額	△20,495	△20,495	—	—	—	—
相殺後デリバティブ資産	43,675	43,675	—	—	—	—
相殺前デリバティブ負債	(56,038)	(56,038)	—	(129)	(55,257)	(652)
相殺している金額	(△20,495)	(△20,495)	—	—	—	—
相殺後デリバティブ負債	(35,543)	(35,543)	—	—	—	—

3. 要求払預金（連結貸借対照表計上額169,215百万円）は、「⑩預金」に含めていません。
4. 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(3) 金融商品の時価等の算定方法

- ①②⑥⑨ 現金および現金等価物、使途制限付現金、定期預金、短期借入債務
契約期間が短期のため、帳簿価額を時価とみなしています。

③ 営業貸付金（信用損失引当金控除後）

大きな信用リスクの変化がなく、短期間で金利見直しが行われている変動金利貸付金については、帳簿価額を合理的な時価とみなしています。また、買取債権についても、帳簿価額（信用損失引当金控除後）が債権の回収価値を適切に反映していると考えられるため、帳簿価額を合理的な時価とみなしています。同種の中長期の固定金利貸付金の時価の見積もりに関しては、期末日時点で当社および子会社が信用状況および残期間の類似した顧客との契約を新たに行う場合の利子率を用いて、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて計算しています。なお、前記において公表市場価額やディーラーから提供される相場表等の価額がある場合には、その価額をもとにして時価の見積もりを行っています。

④ 持分証券

上場株式等の活発な市場での公表市場価額が入手できるものについては公表市場価額にて、活発な市場での公表市場価額が入手できない場合はその他の観察可能な価額に基づき、時価の見積もりを行っています。一部の投資ファンドについては、割引キャッシュ・フロー法およびマルチプル法の組合せならびに第三者の算定する価格等に基づき、時価の見積もりを行っています。

⑤ 売却可能負債証券

時価を帳簿価額としている売却可能負債証券（一部のモーゲージ担保証券や資産担保証券等を除く。）は、通常、公表市場価額やディーラーから提供される相場表をもとにして時価の見積もりを行っています。また、売却可能負債証券のうち一部のモーゲージ担保証券や資産担保証券等については割引キャッシュ・フロー法および第三者の算定する価格に基づき、時価の見積もりを行っています。

⑦⑭ デリバティブ

取引所取引を行っているデリバティブについては取引市場価額を用いて時価の見積もりを行っています。その他については、当社および子会社が期末日にそれらの契約を終わらせる場合の受取・支払額より見積もった価額を時価とし、未決済契約の未実現損益を考慮した金額となっています。当社および子会社のデリバティブの時価の見積もりに際しては、主に期末日現在の金利をもとに将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いた金額を用いています。

⑧⑪ 再保険貸、保険契約債務および保険契約者勘定

一部の子会社は、死亡リスクや罹病リスクにさらされていないため投資契約に区分される、定額年金保険契約、変額年金保険契約および変額保険契約、再保険契約を保有しています。これらの契約の時価の見積もりに際しては、主に期末日現在の金利をもとに将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いた金額を用いています。

⑩ 預金

定期預金の時価の見積もりは、将来のキャッシュ・フローを割り引いて計算しています。その割引率は、現時点で類似した条件で平均残存期間の預金を受け入れる場合に使用する金利を用いています。

⑫ 長期借入債務

短期間で金利見直しが行われている変動金利長期借入債務については、帳簿価額を時価とみなしています。中長期の固定金利借入債務の時価の見積もりは、将来のキャッシュ・フローを割り引いて計算しています。その割引率は、当社および子会社が現時点で類似した条件で平均残存期間の借入を新たに行う時に金融機関により提示されると思われる借入金利を用いています。なお、前記において公表市場価額やディーラーから提供される相場表等の価額がある場合には、その価額をもとにして時価の見積もりを行っています。

⑬ 未払金（条件付対価）

一部の子会社は、その保有する子会社の非支配持分の取得のための対価の一部を未払金（条件付対価）として計上し、割引キャッシュ・フロー法に基づき、時価の見積もりを行っています。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および子会社は、東京都などの主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸物流施設、賃貸商業施設、賃貸マンション、賃貸不動産に供する予定である開発用の土地等を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
388,414百万円	471,735百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定業者による鑑定評価に基づく金額および「不動産鑑定評価基準」に基づいて社内の鑑定部門にて算定した金額、ならびに類似の方法により社内でも合理的に算定した金額です。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり株主資本 3,599円24銭

(注) 1株当たり株主資本は、米国会計基準に基づき当社株主資本合計を用いて算出しています。

(2) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

基本的	307円74銭
希薄化後	307円16銭

(注) 当連結会計年度において、役員報酬B I P信託として保有する当社株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めています。

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、資本効率の向上および株主還元のため、会社法第459条第1項の規定による当社定款第34条に従って自己株式を買い受けることにつき、会社法第156条第1項各号の事項を以下のとおり決議しました。

自己株式取得にかかる事項の内容

- ・取得する株式の種類：当社普通株式
- ・取得する株式の総数：4,000万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約3.5%)
- ・株式の取得額の総額：1,000億円を上限とする
- ・取得期間：2025年5月19日～2026年3月31日
- ・取得方法：自己株式取得にかかる取引一任契約に基づく市場買付

計算書類（日本会計基準）

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目				金額	科目				金額
資産の部					負債の部				
流動資産	現金及び預金	及び	預金	3,248,697	流動負債	買掛金	及び	負債	659,064
	現売	掛	債権	360,451		短期借入金			13,871
	割リ	一ス債権	債権	11,543		1年内返済予定の長期借入金			145,493
	リ	一ス投資	資産	57,328		コマーシャル・ペーパー			297,148
	営	業価証付	金	50,983		1年内償還予定の社債			6,000
	有		証券	190,767		リース債務			79,000
	商		品	2,531,388		未払費用			506
	前		金	0		契約負債			30,445
	前		用	2		預り金			381
	そ		他	5,109		前受収益			31,644
	貸		金	4,493		割賦未実現利益			8,475
固定資産	有形固定資産	及び	固定資産	62,383		債務保証損失引当金			2,977
	有形固定資産	及び	固定資産	△25,755		その他の負債			5,194
	有形固定資産	及び	固定資産	2,351,523		固定負債			37,924
	有形固定資産	及び	固定資産	133,298		社長期借入金			3,758,246
	有形固定資産	及び	固定資産	115,118		リース債務			1,391,868
	有形固定資産	及び	固定資産	111,609		役員退職慰労引当金			2,256,910
	有形固定資産	及び	固定資産	3,508		資産除去債務			1,118
	有形固定資産	及び	固定資産	18,180		その他の負債			5,688
	有形固定資産	及び	固定資産	3,528		負債合計			4,842
	有形固定資産	及び	固定資産	325		純資産の部			97,817
	有形固定資産	及び	固定資産	8,031		株主資本			4,417,310
	有形固定資産	及び	固定資産	1,034		資本剰余金			1,383,863
	有形固定資産	及び	固定資産	708		資本剰余金			221,111
	有形固定資産	及び	固定資産	13		資本剰余金			248,290
	有形固定資産	及び	固定資産	4,536		利益剰余金			248,290
	有形固定資産	及び	固定資産	1,745		その他の利益剰余金			976,192
	有形固定資産	及び	固定資産	1,564		繰越利益剰余金			976,192
	有形固定資産	及び	固定資産	35		自己株式			△61,730
	有形固定資産	及び	固定資産	114		評価・換算差額等			△200,952
	有形固定資産	及び	固定資産	32		その他の有価証券評価差額金			14,104
	有形固定資産	及び	固定資産	2,216,479		繰延ヘッジ損益			△215,057
	有形固定資産	及び	固定資産	185,290		純資産合計			1,182,910
	有形固定資産	及び	固定資産	1,478,292		負債・純資産合計			5,600,221
	有形固定資産	及び	固定資産	376,505					
	有形固定資産	及び	固定資産	164					
	有形固定資産	及び	固定資産	405					
	有形固定資産	及び	固定資産	37,297					
	有形固定資産	及び	固定資産	101,138					
	有形固定資産	及び	固定資産	37,789					
	有形固定資産	及び	固定資産	△405					
資産合計				5,600,221					

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売	上								高	554,076	
売	上	原							価	308,495	
売	上	総							利	245,581	
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	76,989	
営	業								利	168,591	
営	業	外							収	47,865	
	有	価		証		券		収	益	39,699	
	受		取			配		当	金	526	
	有	価		証		券		利	息	659	
	雑					収			入	6,980	
営	業	外				費			用	33,126	
	有	価		証		券		費	用	12,085	
	社			債			利		息	4,582	
	社			債		発		行	費	2,042	
	支			払			利		息	5,316	
	デ	リ	パ	テ	ィ	ブ	評	価	損	6,957	
	雑					支			出	2,142	
経	常								利	183,330	
特	別					利			益	42,143	
	関	係	会	社	株	式	売	却	益	40,691	
	そ				の				他	1,451	
特	別					損			失	7,404	
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	7,189	
	そ				の				他	214	
税	引	前	当	期		純			利	218,069	
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	△958	
法	人	税		税	等		調		整	△2,210	
当	期				純				利	221,238	

株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 金	そ の 他 本 金 剰 余	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余	利 剰 余 益 金 計 合			
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	221,111	248,290	－	248,290	1,011,245	1,011,245	△129,980	1,350,666
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△135,589	△135,589		△135,589
当 期 純 利 益					221,238	221,238		221,238
自 己 株 式 の 取 得							△53,518	△53,518
自 己 株 式 の 処 分			148	148			916	1,065
自 己 株 式 の 消 却			△120,850	△120,850			120,850	－
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			120,702	120,702	△120,702	△120,702		－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△35,052	△35,052	68,249	33,196
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	221,111	248,290	－	248,290	976,192	976,192	△61,730	1,383,863

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2 0 2 4 年 4 月 1 日 残 高	8,314	△233,016	△224,701	1,125,964
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△135,589
当 期 純 利 益				221,238
自 己 株 式 の 取 得				△53,518
自 己 株 式 の 処 分				1,065
自 己 株 式 の 消 却				－
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替				－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	5,789	17,959	23,749	23,749
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	5,789	17,959	23,749	56,945
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 残 高	14,104	△215,057	△200,952	1,182,910

個別注記表

重要な会計方針にかかる事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資

当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて計上

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除いて、帳簿価額と時価の差額を評価損として計上しています。

市場価格のない株式等については、期末日までに入手し得る直近の純資産額等から算定された実質価額に基づき減損判定を行い、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額と実質価額の差額を評価損として計上しています。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

賃貸資産

主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）によっています。

社用資産

主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）によっています。

無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しています。

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 引当金の計上基準

貸倒引当金

割賦債権、リース債権、リース投資資産および営業貸付金（関係会社に対する貸付金を除く）等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

関係会社に対する貸付金については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

債務保証損失引当金

債務保証等にかかる損失に備えるため、過去の損失率に基づいて算定した必要額のほか、必要に応じて損失の発生の可能性を検討して個別に算定した保証損失見込額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しています。

役員退職慰労引当金

当社は役員報酬の一部について株式による報酬（株式報酬）制度を導入しています。本制度は当社所定の基準によるポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた自社株式を「役員報酬B I P信託」を通じて交付するものです。したがって、信託が当社株式を取得した時の株価を乗じた金額を基礎として、期末要支給見積額を役員退職慰労引当金として計上しています。

8. 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引にかかる売上高および売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上しています。

オペレーティング・リース取引にかかる売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しています。

割賦販売取引にかかる売上高および売上原価の計上基準

割賦販売にかかる債権総額を実行時に割賦債権として計上し、支払期日到来基準により売上高およびそれに対応する売上原価を計上しています。

なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する割賦未実現利益は繰延経理しています。

金融費用の計上基準

金融費用は、売上高に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上しています。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しています。

なお、資金原価は、営業資産にかかる金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しています。

9. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

10. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積もりに関する注記

1. 割賦債権、リース債権、リース投資資産および営業貸付金等に対する貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 26,161百万円

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積もりの内容に関する情報

割賦債権、リース債権、リース投資資産および営業貸付金（関係会社に対する貸付金を除く）等を信用リスクに応じて一般債権および貸倒懸念債権等特定の債権に区分し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

割賦債権、リース債権、リース投資資産および営業貸付金（関係会社に対する貸付金を除く）等の信用リスクに応じた区分は、返済状況に加え、債務者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー等の定量的要因および業績見通しや資金繰り状況等の定性的要因も勘案した、債務者のモニタリングをとおして判定しています。

一般債権については、債務者の業種や資金用途による区分を行い、当該区分ごとに過去の貸倒実績率を算出し、その貸倒実績率と現在の経済状況等を勘案し見積もった回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。そのため、債務者の属している業界の経済状況や過去の貸倒償却実績などの要素により貸倒引当金の設定額は変動します。

貸倒懸念債権等特定の債権については、主に担保となる不動産の時価に基づいて個別に回収可能性を見積もっています。そのため、不動産市場の流動性の悪化、賃貸不動産の空室率の上昇、賃貸料の下落などにより、その担保価値が下落するリスクがあり、このようなリスクにより貸倒引当金の設定額は変動します。不動産担保の時価については、状況に応じて、同種の資産の売却を含む最近の取引事例やその他の評価技法、例えば稼働中の既存資産または開発プロジェクトの完成により生み出されると見積もられる将来キャッシュ・フローを使った割引現在価値法などにに基づき、独立した鑑定機関や内部の不動産鑑定部門により評価されます。原則として、鑑定日から1年以内の鑑定評価を使用しています。さらに、担保不動産の状況を定期的にモニタリングし、時価に重要な影響を及ぼすかもしれない重要な変化が生じた場合には新しい鑑定評価を使用しています。

関係会社に対する貸付金については、関係会社の財政状態、経営成績等の定量的要因および業績見通しや資金繰り状況等の定性的要因も勘案して個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

また、過年度に計上していた貸倒引当金と貸倒実績を比較し、貸倒引当金の十分性および算出方法の妥当性を検証し、適宜必要な修正を加えています。

当社は現在入手可能な情報に基づき貸倒引当金は十分であると考えていますが、将来の不確実な事象により追加で貸倒引当金が必要になる可能性があります。

2. 関係会社に対する投資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損	7,189百万円
その他の関係会社有価証券評価損(特別損失－その他)	105百万円
関係会社株式	1,478,292百万円
その他の関係会社有価証券	376,505百万円

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積もりの内容に関する情報

関係会社株式およびその他の関係会社有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除いて、帳簿価額と時価の差額を関係会社株式評価損およびその他の関係会社有価証券評価損として計上しています。

関係会社株式およびその他の関係会社有価証券のうち、市場価格のない株式等については、期末日までに入手し得る直近の純資産額等から算定された実質価額に基づき減損判定を行い、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額と実質価額の差額を関係会社株式評価損およびその他の関係会社有価証券評価損として計上しています。

減損判定に用いられる実質価額は、関係会社より入手した一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した期末日までに入手し得る直近の財務諸表における純資産額等を基礎として算定しています。

財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した関係会社に対する投資については、関係会社の業績見通しや資金繰り状況等の定性的要因も踏まえ、その実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、関係会社株式評価損およびその他の関係会社有価証券評価損を計上していません。

当社は現在入手可能な情報に基づき関係会社に対する投資の評価は適切に行われていると考えていますが、将来の不確実な事象により追加で評価損の計上が必要になる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|--------------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額 | 52,420百万円 |
| 2. 流動資産に含まれる関係会社に対する金銭債権 | 2,054,577百万円 |
| 固定資産に含まれる関係会社に対する金銭債権 | 979百万円 |
| 流動負債に含まれる関係会社に対する金銭債務 | 101,039百万円 |
| 固定負債に含まれる関係会社に対する金銭債務 | 12,105百万円 |
| 3. リース・割賦販売契約に基づく預り手形 | |
| 割賦債権 | 579百万円 |
| リース債権 | 140百万円 |
| リース投資資産 | 42百万円 |
| 4. 担保に供している資産 | |
| 次の資産を当社および関係会社の借入金217,502百万円の担保に供しています。 | |
| 営業貸付金 | 12,000百万円 |
| 賃貸資産 | 38,997百万円 |
| 関係会社株式 | 60,024百万円 |
| 前記資産のほか、営業貸付金5,817百万円、社用資産6,266百万円の譲渡を金融取引として会計処理しています。 | |
| これにより流動負債の「その他」に276百万円および固定負債の「その他」に14,087百万円が計上されています。 | |
| 5. 保証債務 | |
| 関係会社等の借入等債務に対する保証 | 1,214,456百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------|------------|
| 関係会社に対する売上高 | 232,352百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 29,939百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 98,551百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 当事業年度末における発行済株式数 | |
| 普通株式 | 1,162,962,244株 |
| 2. 当事業年度末における自己株式数 | |
| 普通株式 | 26,672,695株 |

(注) 当事業年度末における自己株式数のうち、役員報酬ＢＩＰ信託として保有する当社株式は3,413,000株です。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	14,770百万円
投資有価証券・関係会社株式評価損	26,737百万円
減損損失	3,269百万円
賃貸資産減価償却費	327百万円
繰越欠損金	2,493百万円
未払賞与	1,630百万円
役員退職慰労引当金	1,757百万円
債務保証損失引当金	1,602百万円
投資簿価修正	4,292百万円
繰延ヘッジ損益	89,895百万円
その他	31,404百万円
繰延税金資産小計	178,180百万円
評価性引当額	△54,360百万円
繰延税金資産合計	123,820百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△11,562百万円
その他有価証券評価差額金	△6,364百万円
その他	△4,753百万円
繰延税金負債合計	△22,681百万円
繰延税金資産の純額	101,138百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
評価性引当額の増減	△0.6
税制改正による税率変更の影響	△0.3
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.2%から31.1%に変更し計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,178百万円増加し、法人税等調整額が761百万円、その他有価証券評価差額金が184百万円それぞれ減少し、繰延ヘッジ損益が2,601百万円増加しています。

4. 法人税等の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っています。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	オリックス自動車(株) (注1、2)	直接 100.00	役員の兼任、 営業債務の立替 払他	資金の貸付	27,044	営業貸付金	390,413
				借入等債務に 対する保証	53	—	—
子会社	オリックス・レンテック(株) (注1)	直接 100.00	役員の兼任、 リース取引他	資金の貸付	13,794	営業貸付金	98,809
子会社	オリックス不動産(株) (注1)	直接 100.00	役員の兼任、 不動産関連業務 の委託他	資金の貸付	21,700	営業貸付金	513,500
子会社	ORIX Aviation Systems Limited (注1、2)	直接 100.00	役員の兼任、 航空機リース 案件のアレンジ 業務の委託他	資金の貸付	19,817	営業貸付金	216,953
				借入等債務に 対する保証	14,952	—	—
子会社	ORIX Corporation USA (注1、2、3)	直接 100.00	役員の兼任	資金の貸付	117,253	営業貸付金	306,516
				借入等債務に 対する保証	348,662	—	—
				子会社株式の 売却	79,512	—	—
子会社	ORIX Corporation Europe N.V. (注1)	直接 100.00	役員の兼任	資金の回収	20,814	営業貸付金	103,322
子会社	ORIX Capital Korea Corporation (注1、2)	直接 97.50 間接 2.50	役員の兼任	資金の回収	5,500	営業貸付金	85,500
				借入等債務に 対する保証	125,599	—	—
子会社	ORIX Asia Capital Limited (注1)	直接 100.00	役員の兼任	資金の回収	3,715	営業貸付金	57,740

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ORIX Australia Corporation Limited (注1、2)	直接 100.00	役員の兼任	資金の回収	20,557	営業貸付金	16,914
				借入等債務に 対する保証	81,539	—	—
子会社	Thai ORIX Leasing Co.,Ltd. (注1、2)	直接 96.60	役員の兼任	資金の回収	2,644	営業貸付金	1,100
				借入等債務に 対する保証	56,066	—	—
関連会社	オリックス・クレジット(株) (注1、2、4)	直接 34.00	役員の兼任、営 業債務の立替払 他	資金の回収	119,023	—	—
				営業保証	124,495	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 子会社および関連会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

(注2) 子会社の借入等に対する債務保証および関連会社の融資等に対する営業保証を行い、市場を勘案して保証料を受け取っています。

(注3) 子会社株式の売却価格については、企業価値を勘案して決定しています。

(注4) 2025年4月1日付で、当社の関連会社である「オリックス・クレジット(株)」は、商号を「(株)ドコモ・ファイナンス」に変更しています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,041円03銭
1 株当たり当期純利益	193円62銭

(注) 当事業年度において、役員報酬 B I P 信託として保有する当社株式は、1 株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めていません。

重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、資本効率の向上および株主還元のため、会社法第459条第1項の規定による当社定款第34条に従って自己株式を買い受けることにつき、会社法第156条第1項各号の事項を以下のとおり決議しました。

自己株式取得にかかる事項の内容

- ・取得する株式の種類：当社普通株式
- ・取得する株式の総数：4,000万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約3.5%)
- ・株式の取得額の総額：1,000億円を上限とする
- ・取得期間：2025年5月19日～2026年3月31日
- ・取得方法：自己株式取得にかかる取引一任契約に基づく市場買付

その他

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

オリックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福 田 秀 敏
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 義 晃
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 柏 葉 亮 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。